

津市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第59号

改正 平成26年7月31日訓第46号

令和6年3月29日訓第40号

令和7年3月28日訓第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみをたい肥化又は減量化するための生ごみ処理機又はコンポスト容器（市長が認めるものに限る。以下「処理機等」という。）を利用して、日常生活に伴い生ずる生ごみのたい肥化又は減量化を図ることにより、ごみの排出を抑制し、もって廃棄物の減量及び生活環境の清潔に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「生ごみ処理機等購入費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 電力又は手動により機械的に容器内部の生ごみをかくはんさせ、生ごみを減量化又はたい肥化する処理機であって、一般に販売されているものをいう。
- (2) コンポスト容器 微生物や細菌等の働きを利用して、発酵、分解等を行うことにより生ごみを減量化又はたい肥化する容器であって、一般に販売されているものをいう。

(交付の対象)

第4条 補助金は、次の各号のいずれにも該当すると市長が認める者に対し、これを交付するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者（営利を目的として生ごみのたい肥化又は減量化に係る事業を営む者を除く。）

- (2) 自己が所有し、又は管理する家屋又は土地にその責任と負担において処理機等を設置する者
- (3) 主としてその日常生活に伴い生ずる生ごみの処分のために、処理機等を用いる者
- (4) 処理機等を常に良好な状態で維持管理することができる者
(補助金の額)

第5条 補助金は、別表の左欄に掲げる処理機等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。）及び基数を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(補助金交付の手續)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、市長が別に定める場合を除き、津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年津市条例33号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により前項に規定する申請を行うことができる。

(交付申請の期限)

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、処理機等を購入した日の翌日から起算して60日以内とする。

(添付書類)

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 処理機等の購入を証する領収書の原本又は写し
- (2) 処理機等の保証書の写し又はその本体写真

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、生ごみ処理機等購入費補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

(適用除外)

第10条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書

(規則第 6 号様式) の提出を要しないものとする。

(財産の処分制限)

第 11 条 規則第 17 条ただし書の市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 6 年を経過した日とする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に購入した処理機等に係る補助金の交付について適用し、同日前に購入した処理機等に係る補助金の交付については、なお合併前の津市生ごみたい肥化及び減量化事業補助金交付要綱(平成 5 年津市訓第 22 号)、久居市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成 5 年久居市訓令第 2 号)、生ごみ処理機等購入補助金交付要綱(平成 11 年河芸町要綱第 1 号)、芸濃町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成 11 年芸濃町要綱第 1 号)、美里村生ごみ処理機購入費補助金交付要綱(平成 11 年美里村告示第 13 号)、安濃町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱(平成 11 年安濃町要綱第 3 号)、香良洲町生ごみたい肥化及び減量化事業補助金交付要綱(平成 11 年 1 月 6 日制定)、一志町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成 6 年一志町告示第 7 号)又は白山町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成 11 年白山町要綱第 3 号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の例による。

3 この訓の施行前に合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成 26 年 7 月 31 日訓第 46 号)

この訓は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日訓第 40 号)

1 この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 3 月 28 日訓第 18 号)

- 1 この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

容 器	補 助 金 額 及 び 基 数
生 ご み 処 理 機	1 処理機の購入代金の額に2分の1を乗じて得た額とし、25,000円を限度とする。 2 1世帯に1基を限度とする。
コンポスト容器	1 容器の購入代金の額に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を限度とする。 2 1世帯に1基を限度とする。

備考 処理機等の耐用年数は、6年とする。よって、補助金交付した翌日から起算して6年を経過した後、再度補助金の交付を受けることができる。

第 1 号様式（第 6 条関係）

津市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

電 話

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

津市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

容 器 の 種 類	1 生ごみ処理機	2 コンポスト容器
購 入 品 名	メーカー名：	商品名：
購 入 先	店 名：	所在地：
交 付 申 請 額	円（100円未満切捨て）	
購 入 額	円（消費税込み）	
購 入 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類	処理機等の購入を証する領収書の原本又は写し 処理機等の保証書の写し又はその本体写真	

第 2 号様式（第 9 条関係）

生ごみ処理機等購入費補助金交付決定及び確定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理機等購入費補助事業
の 年度生ごみ処理機等購入費補助金を下記のとおり交付しますので、
津市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金_____

条 件

1

2

3

備 考

1

2

3